

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

(初診料・月1回)

- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（医シA）
- + 4 点
- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（医シB）
- + 2 点

【施設基準】

①電子情報処理組織を使用した（オンラインによる）診療報酬請求を行っていること。

②オンライン資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日の登録を行うこと。

③次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

a)オンライン資格確認を行う体制を有していること。

b)当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

※届出の必要はなく、施設基準を満たした日から算定が可能。

算定イメージ

被保険者証

マイナンバーカード

初診（再診は算定不可）

加算1（+4点）

- 被保険者証で受診
- マイナンバーカードで受診、診療情報の取得の同意が得られない
- マイナンバーカードが破損で使用できない、利用者証明用電子証明書が失効している

加算2（+2点）

- マイナンバーカードで受診、患者の同意を得て診療情報を取得した
- マイナンバーカードで受診し患者の同意を得たが、診療情報が存在しない
- 他の医療機関から診療情報等の提供を受けた

※請求は、レセプトの全体の「その他」欄に「医シA 4」または「医シB 2」と記載する。